

令和7年度沖縄こどもの貧困緊急対策事業
「保健に関する相談支援事業」業務委託仕様書

1 委託業務名

沖縄こどもの貧困緊急対策事業「保健に関する相談支援事業」業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 事業の目的

本事業は、こどもの居場所等に通うこどもが「性に関する正しい知識」を学び、専門相談員による個別相談を受けられる体制を整えるとともに、居場所職員等に性教育に関する認識を高めるための研修を行うことにより、沖縄のこどもたちの予期せぬ妊娠や誤った性行動を予防することを目的とする。

4 業務の内容

本事業の受託事業者は、事業の目的に沿って、企画、管理運営等を行うものとする。

この業務を通じて、こどもたちが自分の体や性に対する正しい知識を得て、将来の人生設計が描けるよう、支援に努めるとともに、こどもたち自身が自分を守る術を身に付け、性被害にあわない行動を促し、こどもの居場所の職員等が誤って性加害者とならないための知識を得ることなどに取り組むこと。

また、こどもたちが性別に関係なく、性や体の悩みについて相談できる体制を構築するため、特に、男性講師を活用した性教育の実施体制を整えることにより、思春期の男性の悩みに対する助言・指導をより実践的なものにするるとともに、沖縄のこどもたちの性行動や必要とする性教育について考える場を設けるなど、啓発活動を行う。

(1) 相談業務

専門相談員は圏域エリアごとのチームで、「こどもの居場所」や「高校の居場所」等において、対面及びグループ相談を実施すること。また、相談員は定期的に居場所に出向き、こどもたちから「身近な相談員」として認識されるよう努めること。

① 相談員

相談員には、保健師、助産師等の医療や保健分野の知識を持つ者、または社会福祉士等のソーシャルワークスキルを持つ者、それらの資格に応じた支援現場経験がある者を配置すること。

② 対応方法

以下の方法で相談を受け付けるものとする。SNSなど、こどもたちにとって敷居の低い相談の入口も設定すること。

ア 「こどもの居場所」や「高校の居場所」等での対面相談（以下「対面相談」という。）

イ SNSによる相談（以下「SNS相談」という。）

ウ 電話による相談（以下「電話相談」という。）

③ 留意すること

- ア こども達が安心して相談できるよう、居場所等と相談しながら環境の整備を行い、こどものプライバシー保護に最善の注意を払うこと。
- イ こどもたちの不安や悩みが解消されるよう、適切な助言及び情報提供を行うこと。
- ウ 医療機関の受診が必要だと判断し、保護者の同行が難しい場合は、相談員による同行支援も可とする。
- エ 相談内容に応じて、市町村や医療機関、学校等関係機関と連携し、支援に努めること。
- オ 事件性のある相談及び人命に関わる相談については、児童相談所や警察への通報等、適切に対応すること。
- カ 苦情等の対応については、受託事業者が誠実かつ適切に処理し、報告すること。
- キ 事業のスムーズな運営を阻害する電話相談及びSNS相談は、沖縄県と協議の上、対応を保留してよいこととする。
- ク SNS相談については、以下のとおり対応すること。
 - (ア) SNS相談の受け付けは、基本的に24時間365日とする。
 - (イ) 原則として受信した日から1日以内に対応する。
 - (ウ) 相談員は、回答内容について、事務局と共有すること。

④ 記録

相談員は、相談したこどもに関する情報、相談内容及び回答内容等を記録し、個人情報の保護に努めること。また、毎月事務局に報告書を提出すること。事務局は各相談員から提出された報告を毎月集約し、県に提出すること。

⑤ 相談員による情報共有会議

相談員が、情報を共有してケース検討する場として、定期的に会議の場を設けること。それに伴い、オンラインで会議ができる環境の整備も行うこと。また必要に応じて、相談員は事務局と個別に情報の共有を行い、ケースを個人が抱えることがないよう務めること。

(2) こどもを対象にした「性に関する学習会」

インターネット上の誤った性情報やSNSを通じたあいまいな噂を信じているこどもが多いこと、性的な動画をめぐるトラブルなどが続いていることなども加味し、「こどもの居場所」や「高校の居場所」等において、年齢や性別に配慮した「性に関する学習会」を実施。内容や回数は居場所の状況ごとに判断し、相談員以外の講師に依頼することも可能とする。ただし、「こどもの居場所」を利用する保護者には、文書等で告知するなど、必ず事前に確認すること。

(3) 職員向け研修の実施

- ① こども達から性に関する悩みなどを打ち明けられた際の対応や、性的な行動が見受けられる時、適切な助言・指導が行えるようにすること。また、子どもたちにまつわる性的なトラブルの現状を知り予防に努めることができる内容の研修を実施すること。
- ② 「パーソナルスペースについて」、「プライベートゾーンについて」など、居場所における身体的なかわり方の基本的な注意点等について、職員がいつでも学習・復習できる研修

動画を作成し、周知すること。

(4) その他

思春期の男性の悩みに対する相談相手や、性的行動に関する助言・指導をより実践的なものにするために、男性講師の育成に取り組むこと。また、居場所以外にも、特性を持つこどもの性に関する相談や、家庭での性教育が困難なこどもたちに対しては、支援者と連携した相談対応に努めること。

(5) 対象者

① 支援対象者(上記4の(1)及び(2))

おおむね 18 歳以下のこどもであって生活困窮者自立支援法で定める生活困窮者(生活保護受給世帯のこどもを含む。)又は学校教育法に基づく就学援助制度の対象者のほか、こどもの居場所等に通うこども等。

なお、相談対応等の後、相談者等が支援対象者ではないことが判明した場合は、適切な機関などへのつなぎ等を行うこと。

② 支援対象者以外の本業務の対象者

支援対象者であるこどもたちに日常的に関わっている「こどもの居場所」職員、貧困対策支援員、「県立高校の居場所」支援員、学生ボランティア等

支援者との連携を前提に、特性を持つこども、家庭での性教育が困難なこども等へ対応は、県と協議し決定していくこと。

(6) 実施状況の報告

受託事業者は、相談員が提出した報告書を取りまとめ、翌月10日までに沖縄県に提出・報告すること。また、業務遂行に当たり、必要に応じて沖縄県と運営会議を行うこと。

5 成果品

事業終了時に、令和7年度の業務報告書を印刷製本して2部提出するとともに、電子記録媒体(CD-R 等)に保存し1部提出すること。

6 著作権

成果品の著作権は沖縄県に帰属する。ただし、本業務の実施に当たり、第三者の著作権、その他の権利に抵触するものについては、受託事業者の責任をもって処理すること。

7 再委託

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

また、契約金額の50%を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務(以下「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものと

してあらかじめ沖縄県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

(2) 再委託の相手方の制限

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行にあたり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等の範囲は、「4 業務の内容」のうち、以下に定める「その他、簡易な業務」とする。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理、複写・印刷・製本・発送、原稿・データの入力及び集計

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による沖縄県の承認を得なければならない。ただし、上記に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはその限りでない。

8 事業実施に係る留意事項

(1) 経費

- ① 事業に係る事務費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。
- ② 一般管理費は、人件費及び事業費（再委託費を除く）の10%までとする。
- ③ 事業の実施に必要な経費については、報酬、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、保険料、雑役務費、燃料費、イベント費等とする。
- ④ 事業の実施にあたり使用する可能性のある備品については、原則として、借料（リース等）及び消耗品費で対応するものとする。ただし、効果的な業務実施に必要不可欠で、かつ、リース等での対応が困難な備品については、沖縄県と協議の上、購入を認めることとする。

※備品とは「沖縄県財務規則第153条第1項2号」に定めるものとする。

消耗品とは「沖縄県財務規則第153条第1項5号」に定めるものとする。

沖縄県財務規則第153条第1項

(2) 備品 形状及び性質をかえることなく比較的長期間の使用又は保存に耐え得るもので一品の取得価格又は取得見積価格が10万円以上のものをいう。

(5) 消耗品 一回又は短期間の使用によって消耗され又はその効用を失うもの並びに備品的形状及びその性質を有するもので一品の取得価格又は取得見積価格が10万円に満たないもの並びに各種庁用書籍、図鑑等で一品の取得価格又は取得見積価格が1万円に満たないものをいう。

(2) 事故の取り扱い

- ① 受託事業者は、沖縄県と協議の上、事故報告書の様式を整備すること。
- ② 受託事業者は、本業務中における事故の予防及び発生した事故について必要な措置を

取ること。(※保険に加入するなど対策をとること。)

- ③ 受託事業者は、業務の実施について沖縄県に損害を与えたときは、直ちに沖縄県に報告し、損害を賠償しなければならない。
- ④ 受託事業者は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに沖縄県に報告し、受託事業者の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が沖縄県の責に帰すべき事由によるときにはその限度において沖縄県の負担とする。
- ⑤ 受託事業者は、受託事業者の責に帰さない事由による損害については、②又は③の規定による賠償の責を負わない。

(3) その他

- ① 業務実施にあたっては、県と十分に協議を行うとともに、関係機関等との連携に努めること。
- ② 個人情報の収集や利用、管理については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」の趣旨を踏まえ、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失棄損等を防止するとともに、「個人情報取扱特記事項」に基づき、安全確保の措置を講ずること。

9 報告及び精算

受託事業者は、委託業務完了後10日以内又は契約満了日のいずれか早い日までに実績報告書等を提出するものとする。

また、交付を受けた委託料に余剰金が生じたときには、これを返納しなければならない。

10 本業務における労務管理

法令等に従い、本業務に従事する者の労務管理を行うこと。

11 雑則

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、沖縄県と協議の上、決定するものとする。